

別表1 水質基準項目の検査頻度(浄水)

番号	項目名	基準値	検査回数(回/年)					
			配水区					
			寺山	中央	第二農場	泉	西部	片岡
1	一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0	0	0	0	0	0
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0	0	0	0	0	0
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0	0	0	0	0	0
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0	0	0	0	0	0
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0	0	0	0	0	0
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0	0	0	0	0	0
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	4	4
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	0	0	0	0	0	0
22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	4	4
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	4	4	4
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4
26	ジブromクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4
27	臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4
30	ブromジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	4	4	4
31	ブromホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	4	4	4
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	4	4	4
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	0	0	0	0	0
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0	0	0	0	0	0
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0	0	0	0	0	0
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	0	0	0	0	0	0
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0	0	0	0	0	0
39	塩化物イオン	200mg/L以下	12	12	12	12	12	12
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1	1	1	1	1	1
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1	4	4	4	4	4
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0	0	0	0	0	0
43	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	12	0	0	0	0	0
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	12	0	0	0	0	0
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0	0	0	0	0	0
46	フェノール類	0.005mg/L以下	0	0	0	0	0	0
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12
48	pH値	5.8~8.6	12	12	12	12	12	12
49	味	異常でないこと	12	12	12	12	12	12
50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12
51	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12
52	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12

※検査頻度を省略できる項目については、過去3年間の検査結果により原水及び水源の状況を勘案し、1年に1回、3年に1回の検査を行います。3年に1回の項目は、次回は令和9年度に検査を行います。

別表2 水質基準項目の検査頻度(原水)

番号	項目名	基準値	検査回数(回/年)	
			原水	
			寺山	その他
1	一般細菌	100個/mL以下	1	1
2	大腸菌	検出されないこと	1	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	1	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	1
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	0.00005mg/L以下	1	1
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1
22	塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	—	—
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	—	—
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	—	—
27	臭素酸	0.01mg/L以下	—	—
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	—	—
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	—	—
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	—	—
31	ブromoホルム	0.09mg/L以下	—	—
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	—	—
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	1
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	1
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	1
39	塩化物イオン	200mg/L以下	1	1
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	1	1
41	蒸発残留物	500mg/L以下	1	1
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	1
43	ジオスミン	0.00001mg/L以下	12	1
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	1	1
46	フェノール類	0.005mg/L以下	1	1
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	1	1
48	pH値	5.8~8.6	1	1
49	味	異常でないこと	—	—
50	臭気	異常でないこと	1	1
51	色度	5度以下	1	1
52	濁度	2度以下	1	1

※原水のその他とは「中央1・2・3・5・6号井」「第二農場1号井」「泉2・3号井」「西部3・5号井」「片岡2・3・5号井」です。

※原水で回数「—」の項目は、「味」または消毒副生成物のため検査を行わない項目です。

別表3 水質管理目標設定項目の検査頻度

番号	項目名	目標値	検査回数(回/年)	
			配水区	
			中央	その他
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	1
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	2	1
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	1
5	トルエン	0.4mg/L以下	2	1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	1
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下	—	—
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	2	1
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下	2	1
11	農薬類	1以下	—	—
12	残留塩素	1mg/L以下	—	—
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L～100mg/L	2(1)	1(0)
14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	2(2)	1(1)
15	遊離炭酸	20mg/L以下	2	1
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	1
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	1
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	2	1
19	臭気強度(TON)	3以下	2	1
20	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L	2(0)	1(0)
21	濁度	1度以下	2(0)	1(0)
22	pH値	7.5程度	2(0)	1(0)
23	腐食性(ランゲリア指数)	0～-1	2	1
24	従属栄養細菌	2000個/mL以下	2	1
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	1
26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	2	1

※配水区のその他とは「寺山」「第二農場」「泉」「西部」「片岡」です。

※「亜塩素酸」「二酸化塩素」は、本市では二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。

※「農薬類」は、原水で検査します。

※「残留塩素」は、毎日検査として検査を行うため省略します。

※中央配水区については、栃木県水道水質管理計画に基づき、1年に2回検査を行います。

※その他の配水区については、過去の検査結果状況から判断し、3年に1回検査を行います。令和8年度検査を行います。

※水質基準項目と検査が重複する可能性のある5項目のうち、重複しないため水質管理目標設定項目として検査する回数をカッコ内に表示しています。

別表4 農薬類の検査

番号	項目名	検査回数(回/年)		
		原水		
		第二農場	泉	
		1号井	2号井	3号井
1	アセフェート	0	0	0
2	アラクロール	0	0	0
3	イソキサチオン	0	0	0
4	エスプロカルブ	0	0	0
5	エトフェンプロックス	0	0	0
6	カフェンストロール	0	0	0
7	グリホサート	0	0	0
8	クロロタロニル(TPN)	0	0	0
9	ジクロルボス(DDVP)	0	0	0
10	ジメタメトリン	0	0	0
11	シメトリン	0	0	0
12	ダイアジノン	0	0	0
13	ダイムロン	0	0	0
14	チオファネートメチル	0	0	0
15	チオベンカルブ	0	0	0
16	テニルクロール	0	0	0
17	トリクロルホン(DEP)	0	0	0
18	ピリプチカルブ	0	0	0
19	ピロキロン	0	0	0
20	フィプロニル	0	0	0
21	フラサイド	0	0	0
22	プレチラクロール	0	0	0
23	プロベナゾール	0	0	0
24	プロモブチド	0	0	0
25	ペンシクロン	0	0	0
26	ベンスルフロンメチル	0	0	0
27	ペンディメタリン	0	0	0
28	ベンフラカルブ	0	0	0
29	メフェナセット	0	0	0
30	モリネート	0	0	0

※近隣農地の農薬使用状況により検査項目を設定しています。

※農薬類については、過去の検査結果状況から判断し、3年に1回検査を行います。次回は令和10年度に検査を行います。

別表5 耐塩素性病原生物及び指標菌の検査頻度

番号	項目名	検査回数(回/年)	
		原水	
		寺山	その他
1	クリプトスポリジウム	4	—
2	ジアルジア	4	—
3	大腸菌	12	1
4	嫌気性芽胞菌	12	1

※原水のその他とは「中央1・2・3・5・6号井」「第二農場1号井」「泉2・3号井」「西部3・5号井」「片岡2・3・5号井」です。

別表6 おいしい水基準

番号	項目名	検査回数(回/年)					
		配水区					
		寺山	中央	第二農場	泉	西部	片岡
1	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1
2	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	1	1	1	1	1
3	遊離炭酸	1	1	1	1	1	1
4	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1
5	臭気強度(TON)	1	1	1	1	1	1
6	残留塩素	1	1	1	1	1	1
7	水温	1	1	1	1	1	1

※1年に1回検査を行います。